

## 桐生市公共下水道接続宅内配管費補助金交付要綱

(令和7年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水道の普及促進を図り、公共用水域の水質の保全及び下水道の整備効果を早期に向上させることを目的に、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第2条第8号に規定する処理区域内において、公共下水道に接続するための宅内配管費用についての補助金を交付することについて、桐生市補助金の交付に関する規則(平成10年桐生市規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、公共下水道供用開始後、公共下水道に接続する者で、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 公共下水道供用開始告示後3年以内に接続する工事であること。ただし、住居新築に伴う排水設備工事は対象外とする。
- (2) 法第9条第1項に規定する供用開始の告示以前から居住する建物からの接続工事であること。
- (3) 同一敷地内の建物全ての汚水(雨水が流入する箇所を除く。)を接続するものであること。
- (4) 桐生市下水道条例(平成17年桐生市条例第66号)第4条の規定により、排水設備等の計画(計画変更)排水設備等確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出により接続が確認できるものであること。
- (5) 下水道受益者負担金(分担金)及び水道料金並びに世帯員全員の市税(市民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)の滞納がない者であること。

(補助金の額)

第3条 補助金は、当該年度の予算の範囲内において支出するものとする。

2 補助金の額は、対象経費の実支出額とし、40万円を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、桐生市公共下水道接続宅内配管費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 排水設備等確認申請書の写し
- (2) 工事場所の案内図(道路及び目標となる地物を記載したもの)
- (3) 排水設備等工事に関する契約書の写し
- (4) 宅内配管工事に係る見積書
- (5) 市税・国民健康保険税の調査閲覧同意書

- (6) 水道料金納付調査閲覧同意書
  - (7) 委任状
  - (8) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(変更の申請及び決定)

第6条 補助金の交付決定を受けた者は、やむを得ない事由により申請の内容を変更しようとするときは、桐生市公共下水道接続宅内配管費補助金変更申請書(様式第3号)に、その内容が分かる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認められたときは、補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第7条 工事の完了報告は、排水設備等の工事完了検査の合格をもって替える。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前項の工事完了検査の合格後、補助金の交付決定を受けた者からの請求に基づき、補助金を交付するものとする。

2 前項の請求は、桐生市公共下水道接続宅内配管費補助金交付請求書(様式第5号)により行うものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、この要綱若しくはこの要綱に基づき市長が定めた事項に違反し、又は虚偽の申請等により補助金の交付を受けた者があったときは、当該補助金の交付を取り消すことができる。

2 市長は、前項に規定する補助金の取消しの決定をしたときは、速やかに補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により通知する。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付決定を取り消した者に、既に補助金を交付したときには補助金返還通知書(様式第7号)により当該補助金の返還を命ずるものとする。

2 前項に規定する返還命令を受けた者は、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

桐生市公共下水道接続宅内配管費補助金交付申請書

様式第2号(第5条関係)

補助金交付決定通知書

様式第3号(第6条関係)

桐生市公共下水道接続宅内配管費補助金変更承認申請書

様式第4号(第6条関係)

補助金変更交付決定通知書

様式第5号(第8条関係)

桐生市公共下水道接続宅内配管費補助金交付請求書

様式第6号(第9条関係)

補助金交付決定取消通知書

様式第7号(第10条関係)

補助金返還通知書